

平成 29 年度の教育に関する重点施策について

1. 平成 28 年度の重点施策の継続

平成 28 年度の重点施策は、今後も行政において対策を講ずべき重要な取組であるため、平成 29 年度も引き続き重点施策として位置づけ、取組を推進していきたいと考えています。

また、4つの重点施策について、取組内容等が重複している施策(「いじめの対策」と「虐待の対策」、「切れ目のない支援の充実」と「特別支援教育」)を統合し、以下の2つに纏めたいと考えています。

《継続する重点施策の整理(案)》

○重点施策 いじめ・虐待の対策(継続)

児童・生徒の生命や心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼす、いじめ・虐待の問題を学校・家庭・地域と連携し、対策を進めます。

○重点施策 切れ目のない支援の充実(継続)

乳幼児期から学齢期への連続性のある支援体制を整備し、子育て家庭への情報発信の強化や特別支援教育の推進を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えます。

2. 平成 29 年度の重点施策について

平成 29 年度は、上記のとおり平成 28 年度の重点施策を継続するとともに、大綱の基本方針4「社会全体での教育力の向上に向けて」及び基本方針5「いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて」を踏まえ、「子どもの居場所の充実」を新たな重点施策としたいと考えています。

《平成 29 年度の新たな重点施策(案)》

○重点施策 子どもの居場所の充実(新規)

子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる居場所の充実を図ります。地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員として参画していける環境づくり、安心して子育てできる環境の整備を進めます。

＜西東京市の計画＞

○第2次基本構想・基本計画

■子どもの居場所の確保や、世代を越えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。さらに、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの地域社会への参画意欲を促し、子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

○まち・ひと・しごと 総合戦略

■結婚・出産・子育て期における切れ目のない支援や待機児童対策、子育て家庭への情報発信の強化や子どもの居場所づくりなどを充実させ、だれもが安心して産み育てることのできる環境づくりを実現します。

■事業展開⇒「サマー子ども教室事業」、「児童館ランチタイム事業」、「放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討」等

○教育計画(平成 26 年度～平成 30 年度)

■学校施設を活用し、放課後などにおける子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを地域住民の参画を得て実施します。

＜国の方針＞

○放課後子ども総合プラン

■共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次世代の人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体的を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める。

■総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策のあり方について十分協議し、学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要

○子どもの貧困に関する大綱

■「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後子どもクラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進する。